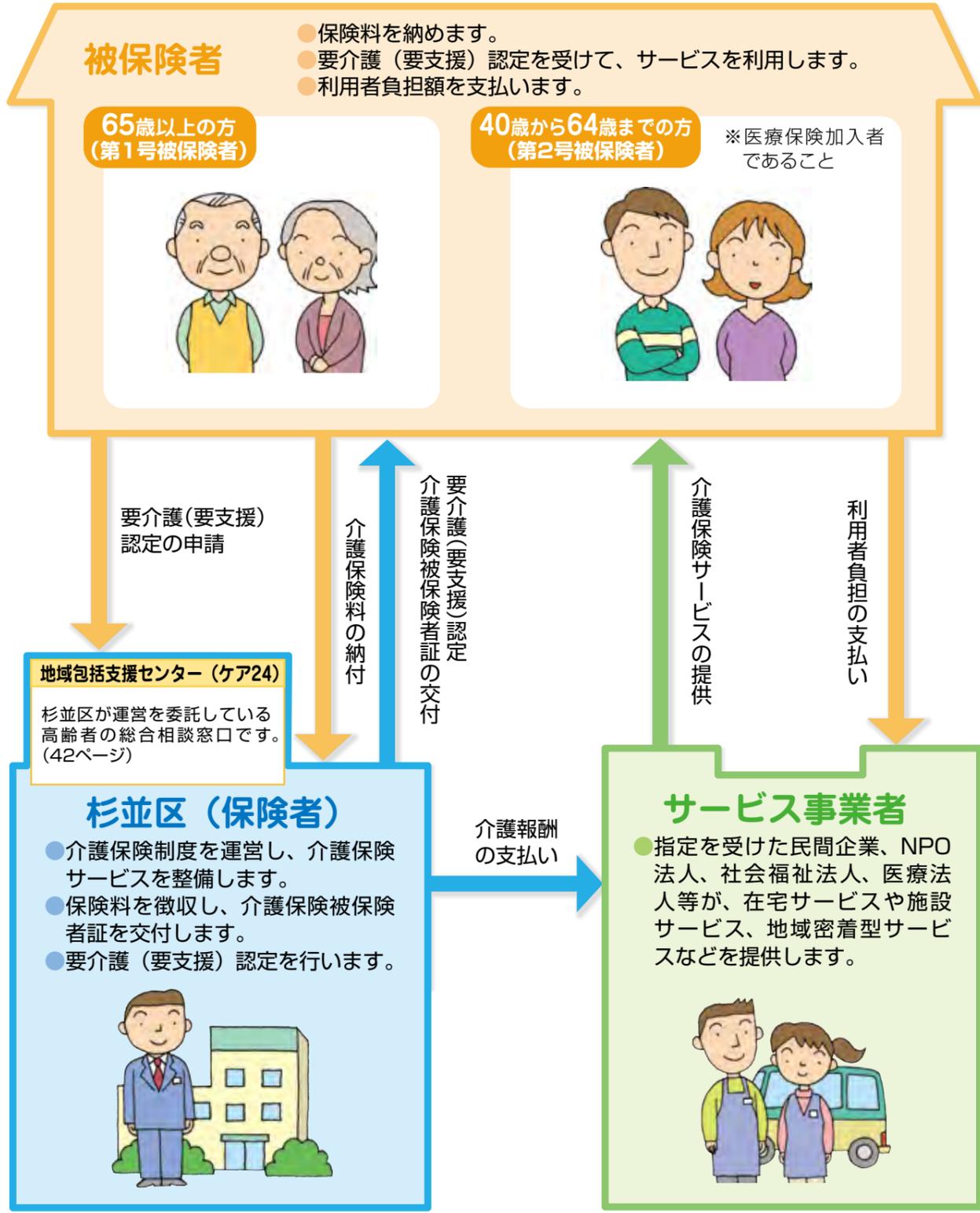




介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、杉並区が保険者となり運営しています。40歳以上のみなさまが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、サービスを利用できるしくみです。



被保険者



●第1号被保険者（65歳以上の方）

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

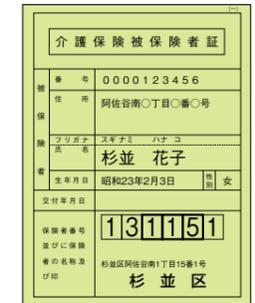
介護保険の被保険者証が交付されます

65歳（第1号被保険者）になると、杉並区から介護保険被保険者証が送付されます。

※有効期限はありません。

- 要介護認定の申請
- ケアプランの作成
- サービスの利用

などの際には、被保険者証の提示が必要になります。大切に保管してください。



●第2号被保険者（40～64歳で医療保険に加入している方）

特定疾病（下表）により介護や支援が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。

被保険者証は、要介護（要支援）の認定を受けた場合に交付されます。



特定疾病

※加齢との関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

住所地特例対象施設について

- 杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方は、転出後も杉並区の介護保険の被保険者となります（引き続き杉並区の介護保険に加入します。）
- 他の区市町村から区内の住所地特例対象施設に入所した場合は、杉並区に住民登録しても、引き続き他の区市町村の介護保険の被保険者となります。

適用除外施設について

介護保険の被保険者本人が介護保険法施行令に定める施設（障害者支援施設など）に入所する場合や、施設から退所する場合は、被保険者資格の取得・喪失を伴うため、介護保険課へ届出が必要になります。対象となる施設など詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの種類

総合事業など

利用者負担の支払い

介護保険料

地域包括支援センター